二　特例年金給付の種類及びその年金証書番号
三　特例年金給付の受給権発生年月

2　特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、当該特例年金給付の年金証書は、第四条第三項（第二十三条第三項（第二十九条又は第三十一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による同意書の提出のあった代表者（以下「特例遺族共済年金等受給権者の代表者」という。）に交付するものとする。

3　存続組合は、必要があると認めるときは、年金証書を交付した特例年金給付受給権者に対してその年金証書の提示を求めることができる。

（年金証書の再交付）

第九条　特例年金給付受給権者（その特例年金給付受給権者が前条第二項に規定する特例年金給付の受給権者である場合には、特例遺族共済年金等受給権者の代表者。次条において同じ。）は、特例年金給付の年金証書を亡失し、又は汚損した場合において、その再交付を受けようとするときは、その亡失又は汚損の日時、場所その他参考となるべき事項を記載した再交付の申請書に、特例年金給付の年金証書を汚損した場合にあってはその年金証書を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

2　存続組合は、前項の申請書の提出があったときは、その申請を審査して、特例年金給付の年金証書を再交付しなければならない。

（特例年金給付受給権者の氏名等の変更の届出）

第十条　特例年金給付受給権者は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ、同表中欄に掲げる事項を記載した届書に、同表下欄に掲げる書類を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

氏又は名を変更したとき。	変更前の氏名、変更後の氏名、性別、生年月日、年金証書番号、基礎年金番号、変更の生じた年月日及び変更の事由	氏若しくは名を改めた者の戸籍抄本又はその氏名に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書
転居したとき。	転居後の住所、氏名、性別、生年月日、年金証書番号及び基礎年金番号	
払渡機関を変更したとき。	変更後の払渡機関の名称及び所在地、預貯金の口座番号、年金証書番号並びに基礎年金番号	変更後の払渡機関の確認書

（削る）

（削る）